

# 職業安定法第 32 条の 13 開示事項

株式会社式会社 Sun terras

(有料職業紹介事業 許可番号：13-ユ-306144)

## 取扱職種の範囲等

取扱職種：国内

取扱地域：全職種

## 手数料に関する事項

求職者から徴収する手数料：

求人者から徴収する手数料：求人者から徴収する手数料等については下記の通りです。下記手数料はあくまで上限となります。下記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

サービスの種類及び内容	手数料及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる <u>50%</u>  手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる <u>20%</u>  手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	活動 1 日あたり <u>2 万円</u>  成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる <u>50%</u>  手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる <u>35%</u>  手数料負担者は関係雇用主とします。

## 返戻金制度に関する事項

当社は、職業紹介により就職した求職者の方が早期退職した場合、頂戴した手数料を下記内容で一部返戻する制度を設けています。

なお、返戻金制度は個別の契約又はその他覚書等により別の定めをする場合があります。

- ①在職期間 1 箇月以内：コンサルティングフィーの 80%（税別）
- ②在職期間 1 箇月超 3 箇月以内：コンサルティングフィー 50%（税別）

## 苦情処理に関する事項

当社は、求職者または求人事業者からの苦情に誠意をもって対応をいたします。連絡先は下記の通りです。

会社名：株式会社式会社 Sun terras

担当者名：大貫 貴士

連絡先：03-6268-9446

## 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、求職者または求人事業者から知り得た個人情報を、当社の定める「個人情報保護方針」および「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

## 業務の運営に関する規程

許可番号：13-ユ-306144

事業所名 株式会社 Sun terras

### 第1 求 人

- 1 本所は、第4の6の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みにについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メール等でも差し支えありません。

- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、又は電子メール等により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第2 求 職

- 1 本所は、第4の6の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メール等でも差し支えありません。

- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

### 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールにより明示します。  
  
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールによる明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人者又は関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

### 第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。  
  
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者

又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点  
を明らかにする措置を講じます。

- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業  
務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合  
の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、国内、全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、  
すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係  
員に詳しくおたずねください。

2026年6月19日改定

代表者 大西 健資